

ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載表明の内容（案）

すでに海外に存在する個体の国際取引が国内の違法捕獲及び我が国からの密輸出を誘発することのないように適切な管理を図るため、下表の国内希少野生動植物種について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）附属書Ⅲへの掲載を条約事務局に対し、表明する。

	分類	和名	学名
1	とかげもどき科	クロイワトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus kuroiwa</i>
2	とかげもどき属	マダラトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus orientalis</i>
3		ケラマトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus sengokui</i>
4		オビトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus splendens</i>
5		イヘヤトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus toyamai</i>
6		クメトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus yamashinae</i>
7	いもり科 いぼいもり属	イボイモリ	<i>Echinotriton andersoni</i>

※当該種の分類には複数の考え方があるが、本パブリックコメントでは、IUCN（国際自然保護連合）レッドリストに基づく分類に基づき学名を記載している。

※掲載対象は上記種の個体及び卵に限る。

【参考】

1. 掲載表明種について

いずれの種も日本固有種であり、生息地は沖縄県・鹿児島県の島嶼の森林に限られる。環境省レッドリスト及びIUCNレッドリストではいずれの種も絶滅危惧種と評価されている。トカゲモドキ属のうちケラマトカゲモドキを除く5種は平成27年に、ケラマトカゲモドキは平成31年に、イボイモリは平成28年に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の国内希少野生動植物種に指定されており、既に捕獲や国内での流通、諸外国への輸出は原則禁止されている。

2. 附属書について

(附属書の種類と規制内容等)

	附属書 I	附属書 II	附属書 III
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の種の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
掲載手順			掲載国から事務局へ要請がされると、90日間の締約国への公示がなされた後、効力を生ずる。要請はいつでも可能。
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のための国際取引を原則禁止 ・学術目的（繁殖目的を含む）の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の国際取引も可能 ・掲載国を原産地とする輸出には政府の発行する輸出許可書等が必要 ・掲載国以外の国を原産地とする輸出がなされる場合には原産地証明が必要

※附属書 II 掲載種は、「現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がされないようにするためにその標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのある種」と定義されているが、参考 1. の記載のとおり、今回掲載を提案する種は国内法により、諸外国への輸出は既に原則禁止されていることから、附属書 II への掲載はなじまない。

また、今回の提案種については、既に我が国の国外に存在する個体の第三国間の流通状況を把握できるようにするという趣旨から、他の締約国の協力が必要であると認める種として、迅速に各国へ協力要請を行うため、附属書 III への掲載を表明することとした。